

恒常的なまちの魅力向上支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 大阪ミュージアムの取組みの一環として、広域的な観点に立ったまちの魅力づくりを推進するとともに、地域が主体となって取り組む恒常的なまちの魅力向上及び景観形成を支援することにより、住民参加によるまちの魅力向上とホスピタリティの向上に寄与することを目的に、恒常的なまちの魅力向上支援事業補助金（以下、「補助金」という。）を予算の定めるところにより交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象は、府内において地域の魅力づくり、魅力発信及び観光集客に資する活動を営む地域住民が構成員となる団体、公共的団体、実行委員会等（以下「事業者」という。）とする。ただし、規則第二条第二号のイからハまでのいずれかに該当する者を除く。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、歴史的な街道や複数の市町村にまたがる広域的なエリア、又は一つの市町村内であっても寺内町や歴史的建造物群、広大な棚田など内外に誇れる地区や地域のシンボルとなるような特定エリアにおいて、地域が主体となって取り組む次の各号に該当するものとする。

(1) 大阪ミュージアムの登録物を活用し、又は今後登録されるものを活用すると見込まれる事業

(2) 恒常的なまちの魅力向上・景観形成事業（別表）
まちの魅力向上・景観形成

(3) 複数年にわたり継続的に実施する取組みとして、他地域を先導する事業又は集客効果が期待できる事業

(4) 大阪ミュージアムのシンボルマークを表示する等、大阪ミュージアム基金のPRに努め、同基金の確保に資する事業

2 補助金の交付の対象となる経費は、前項に規定する補助事業の実施に要する経費のうち、継続的に使用できるものにかかる経費で、別表に定める初期経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、事業費の3分の2以内で別表に定める額とし、大阪府の予算の範囲内において交付するものとする。

2 補助額は、前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(事業計画書の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、事業計画書（様式第1-1号）及び市町村長の推薦書（様式第1-2号）を知事が指定する日までに、市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

（事業審査等）

第6条 事業の審査は、実現性、広域性及び独自性等を踏まえ、知事が行うものとする。補助金を交付するのが適当であると認められた事業者に対し、その額を内定し、市町村長を経由して、通知するものとする。

（交付の申請）

第7条 前条の規定により内定通知を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、恒常的なまちの魅力向上支援事業補助金交付申請書（様式第2-1号）並びに要件確認申立書（様式第2-2号）及び暴力団等審査情報（様式第2-3号）を知事が指定する日までに、市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 知事は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助額を決定し、市町村長を経由して補助事業者に通知するものとする。

（補助事業内容等の変更等の承認申請）

第9条 規則第6条第1項第1号及び第2号の変更の承認申請（次条に定める軽微な変更）に該当する場合は除く。）にあつては、恒常的なまちの魅力向上支援事業経費配分（内容）変更承認申請書（様式第3号）を、同項第3号の中止又は廃止の承認申請にあつては、恒常的なまちの魅力向上支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を、市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

（補助の条件等）

第10条 規則第6条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント以内での経費の変更とする。

2 規則第6条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、事業費の20パーセント以内での経費の変更で、かつ当初の事業内容との同一性が認められる範囲内の内容の変更とする。

3 規則第6条第2項の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

（1） 補助金は第3条第2項に規定する経費に充当しなければならない。

（2） 補助金の収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、補助事業に関するすべての関係書類とともに、補助事業を完了又は廃止した日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

（3） 補助事業の執行状況に関して、調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了した翌日から起算して30日以内又は補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、恒常的なまちの魅力向上支援事業実績報告書(様式第5号)を、市町村長を経由して知事に提出することにより行わなければならない。

2 補助事業の成果を把握するため、補助事業者は、補助年度の翌年度から3年間、恒常的なまちの魅力向上支援事業に係る成果報告書(様式第6号)を毎年度、事業の完了した翌日から起算して30日以内又は事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定により提出のあった成果報告書の内容を踏まえ、事業の改善の必要がある場合は、補助事業者に対し、指導することができる。補助事業者は指導を受けた場合は、真摯に対応するものとする。

(検査等)

第12条 知事は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、市町村立会いのもと、証拠書類及び関係書類の検査を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(補助金の交付)

第13条 知事は、規則第13条の規定による補助金額の確定後、当該補助金を交付するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、恒常的なまちの魅力向上支援事業補助金交付請求書(様式第7号)を、市町村長を経由して知事が指定する日までに提出しなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間以前に当該財産を処分しようとするときは、恒常的なまちの魅力向上支援事業補助金に係る財産処分承認申請書(様式第8号)を市町村長を経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、次のとおりとする。

(1) 取得価格が1件(品)につき10万円以上のもの。

品種	品目	品名	期間
機械器具類	光学器具類	映写機、幻灯機、照明灯等	5年
繊維類	繊維類	旗類(暖簾、バナー等)	5年
雑品類	雑品類	モニュメント、ベンチ	5年
雑品類	雑品類	看板、案内板	3年

ただし、上記に記載のないものについては、5年とする。

(2) 取得価格が1件(品)につき、10万円未満のものは3年とする。

4 知事は、第2項の規定により承認する場合において、補助金交付の目的を勘案し、補助事業者に対し、処分制限のかかる財産を処分した時点での残存価額から財産処分制限期間が経過した時点での残存価額を差し引いた金額の全部又は一部を、府に納付させることがある。

5 取得財産等を処分することにより、前項の金額を超えて収入があり又はあると見込まれるときは、知事はその収入の全部又は一部を、府に納付させることがある。ただし、補助事業者に交付された補助金の額を限度とする。

(その他)

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行前に、改正前の要綱（まちの魅力づくり支援事業補助金交付要綱）の規定に基づき決定された補助事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行前に、改正前の要綱の規定に基づき決定された補助事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成31年4月16日から施行する。ただし、この要綱の施行前に、改正前の要綱の規定に基づき決定された補助事業については、なお従前の例による。

別表（第3条及び第4条関係）

対象事業		初期経費 ^{※1} （補助対象経費）	補助率及び上限額
恒常的なまちの魅力向上・景観形成事業	まちの魅力向上・景観形成	民有地等 ^{※2} を活用して行う以下の取組みにかかる費用 ・まち並みに調和した灯笼、道標、案内図、ベンチ、花壇等の設置 ・歴史的・文化的な建造物を紹介する案内板の設置 ・年間を通じて行う街並みや建造物のライトアップに必要な機材の整備 ・修景整備を先導する広告看板、照明灯、暖簾、日除け等の設置 ・まちの魅力向上・景観形成の取組みをアピールする広報・啓発資料の作成 ・その他必要と認められる経費	事業費の2/3以内 上限：3,000千円

※1 初期経費（補助対象経費）は継続的に使用できるものにかかる経費とし、リース料、運搬費、賃金、謝礼、燃料費、傷害保険料等の継続的に使用できない経費を除く。また、消費税及び地方消費税に係る仕入控除が認められている事業者にあつては、仕入控除された消費税及び地方消費税の額を対象外とする。

※2 民有地等とは、民有地だけでなく補助申請団体が維持管理している、又は維持管理予定の公共空間を含む。

(様式第1-1号)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地

団体名

代表者名

印

恒常的なまちの魅力向上支援事業計画書の提出について

標記について、恒常的なまちの魅力向上支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、別添のとおり提出します。

(様式第1-2号)

年 月 日

大阪府知事 様

市町村長名

印

恒常的なまちの魅力向上支援事業計画書の提出について

標記について、恒常的なまちの魅力向上支援事業補助金交付要綱第5条の規定により別添のとおり事業計画書の提出がありましたので、推薦・提出します。

(問合せ先)

所属：

電話番号：

担当者名：

E-mail：

(様式第2-1号)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地
団体名
代表者名 印

恒常的なまちの魅力向上支援事業補助金交付申請書

標記の補助金を下記のとおり受けたいので、大阪府補助金交付規則第4条及び恒常的なまちの魅力向上支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、申請します。

事業名称	
事業の趣旨及び目的	
事業の内容	
事業の効果	
事業の当該年度の開始予定日	年 月 日
事業の当該年度の完了予定日	年 月 日
交付を受けようとする補助金の額	金 円

添付資料 (参考様式) 事業計画書

(様式第2-2号)

要件確認申立書

大阪府知事 様

大阪府補助金交付規則(以下「規則」という。)第4条第2項第3号の規定に基づき、恒常的なまちの魅力向上支援事業補助金にかかる交付申請を行うにあたり、当団体は、規則第2条第2号イ～ハまでのいずれにも該当しないことを申立てます。

なお、いずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出ます。

また、規則第2条第2号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。

- 1 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。)
- 2 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。)
- 3 暴力団密接関係者(大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。)
- 4 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 5 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

年 月 日

所在地

団体名

代表者名

印

(様式第2-3号)

暴力団等審査情報

大阪府補助金交付規則(以下「規則」という。)第4条第2項第3号の規定に基づき、恒常的なまちの魅力向上支援事業補助金にかかる交付申請を行うにあたり、規則第2条第2号イに該当しないことを審査するため、本書面を提出するとともに、大阪府暴力団排除条例第24条に基づき、府警察本部へ提供することに同意します。

(読み仮名) ()
補助事業代表者氏名 :
生年月日(和暦) : 年 月 日
性別 :
住所 :

《法人の場合：役員情報》 (読み仮名) () 役員等氏名 : 生年月日(和暦) : 年 月 日 性別 : 住所 :
(読み仮名) () 役員等氏名 : 生年月日(和暦) : 年 月 日 性別 : 住所 :
(読み仮名) () 役員等氏名 : 生年月日(和暦) : 年 月 日 性別 : 住所 :
(読み仮名) () 役員等氏名 : 生年月日(和暦) : 年 月 日 性別 : 住所 :
(読み仮名) () 役員等氏名 : 生年月日(和暦) : 年 月 日 性別 : 住所 :

年 月 日

所在地
団体名
代表者名

印

(様式第3号)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地

団体名

代表者名

印

恒常的なまちの魅力向上支援事業経費配分（内容）変更承認申請書

恒常的なまちの魅力向上支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、補助事業に要する経費の配分の変更（補助事業の内容の変更）の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

事業名称				
	変更事項	変 更 前	変 更 後	備 考
変更の内容				
変更の理由				

(様式第4号)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地

団体名

代表者名

印

恒常的なまちの魅力向上支援事業中止（廃止）承認申請書

恒常的なまちの魅力向上支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、補助事業の中止（廃止）の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

事業名称	
中止（廃止）の内容	
中止（廃止）の経緯・理由	

(様式第5号)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地
団体名
代表者名 印

恒常的なまちの魅力向上支援事業実績報告書

大阪府補助金交付規則第12条及び恒常的なまちの魅力向上支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり報告します。

事業名称	
事業の当該年度の実施内容及び 成果	別紙事業報告書のとおり
事業の当該年度の完了日	年 月 日
補助金の交付決定額とその精算額	交付決定額 金 円
	精算額 金 円

添付資料 (参考様式) 恒常的なまちの魅力向上支援事業報告書

(様式第6号)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地
団体名
代表者名 印

年度 恒常的なまちの魅力向上支援事業に係る成果報告書

恒常的なまちの魅力向上支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、次のとおり報告します。

事業名称	
事業の当該年度の実施内容及び 成果	別紙報告書のとおり

添付資料 (参考様式) 年度 恒常的なまちの魅力向上支援事業に係る成果報告書

(様式第7号)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地
団体名
代表者名 印

恒常的なまちの魅力向上支援事業補助金交付請求書

恒常的なまちの魅力向上支援事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、次のとおり請求します。

請求額	金 円
交付確定額	金 円 〔 年 月 日大阪府指令 第 号により交付確定〕

(様式第8号)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地
団体名
代表者名 印

恒常的なまちの魅力向上支援事業補助金に係る財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付指令のあった標記の補助事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、大阪府補助金交付規則第19条及び恒常的なまちの魅力向上支援事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により申請します。

記

1 補助事業の名称

2 処分する財産の品目、取得年月日及び取得価格

品 名	取得年月日	取得金額
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円

3 処分の理由

4 処分の方法 目的外使用 / 譲渡 / 交換 / 貸し付け /
担保に供する処分 / 取り壊し / 廃棄

事業計画書（報告書）

1. 事業内容

エリ ア 名	※事業実施場所を含む歴史的な街道や複数の市町村にまたがる広域的なエリア、又は一つの市町村内であっても内外に誇れる地区や地域のシンボルとなるような特定エリアの名称、又は、今後呼称しようとする名称を記載してください。	
事 業 名 称		
対象となる登録物		
趣旨及び目的		
実施主体とその構成		
事業（予定）期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
事業実施場所		
エリアでの連携地域		
実施内容		
構成団体以外の地域団体との連携等	（例：〇〇祭り保存会と××××について連携、〇〇県〇〇市のまちづくり協議会と××××について連携 など）	
事業効果		
成果指標	数値指標	（例）・ 本事業の〇〇作業（案内板、モニュメント制作等）に地域住民が〇〇人参加 ・ 沿道住民を対象としたアンケートの回答の〇〇%が「地域に愛着を感じるようになった」と回答
	活用実績	（例）まちの魅力向上景観形成をすることにより、その場の活用が増した事例 ・ 〇〇石碑を作成したことで、〇〇が実施しているまちあるきのスポットとして活用 ・ 〇〇テレビで取り上げられた。 など ※補助対象物が補助事業のほか、地元自治体や民間事業者等が実施した都市魅力向上の取り組み等で活用された実績があれば必ず記載してください。
備 考		

【添付書類】 事業内容がわかる資料（見積書、仕様書、図面、工程表、写真等）

団体の規約、名簿、事業計画、事業予算関連資料

2. 事業費

(単位：円)

事業費	事業費		円
	内訳	大阪府	円
		団体	円
			円
備考			

恒常的なまちの魅力向上・景観形成

(単位：円)

事業内容と積算	事業費
合計	

【補助金の算出】

恒常的なまちの魅力向上・景観形成

(単位：円)

	(A)事業費	(B)補助限度額[A×2/3] (千円未満切捨て) (上限 3,000 千円)	(C) 補助対 象経費	(D) 補助金交付申請額 (千円未満切捨て) (上限=B)		備 考
				交付申請額		
合 計						

【事業収支予算（精算）書】

【収入】

(単位：円)

項 目	予算（精算）額	備 考
府補助金		
団 体		
計		

【支出】

(単位：円)

項 目	予算（精算）額	備 考
計		

年度 恒常的なまちの魅力向上支援事業に係る成果報告書

事業名称	
対象となる登録物	
趣旨及び目的	
実施主体とその構成	
事業期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業実施場所	
実施内容	
構成団体以外の地域団体との連携等	
事業効果	
成果実績	<p>※補助年度に設定した成果指標に対する実績を記入</p> <p>※このほか、補助対象物が補助事業のほか、地元自治体や民間事業者等が実施した都市魅力向上の取り組み等で活用された実績があれば必ず記載してください。</p>
備考	

【添付書類】 事業内容がわかる資料